

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 5 月 1 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度未来をえがく農業経営者講座開催業務
- (2) 業務内容 令和 7 年度未来をえがく農業経営者講座開催業務委託仕様書(別添 1)のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日
- (4) 契約限度額 1,760,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (4) 過去 5 年間に、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体の農業・農村の活性化に向けた経営講座開催業務の受託実績を複数有すること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約状況を示す場所

岡山県農林水産部農産課
〒700-8570 岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号
電話 086-224-7420 Fax 086-224-1278

4 技術提案参加手続等

- (1) 仕様書等の配布
 - ア 配布期間 令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 5 月 15 日（木）（閉庁日を除

く)の午前9時から午後5時まで。

- イ 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県農産課のホームページからダウンロードできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書等(様式第1・2号)

- ア 提出期間 令和7年5月1日(木)から令和7年5月15日(木)(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- イ 提出場所 上記3の場所に同じ
- ウ 提出書類 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)
会社概要及び業務実績(様式第2号)
- エ 提出方法 持参、郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る)
- オ その他 会社概要は、既存のパンフレット等があれば添付すること。
業務実績については、過去5年間に実施した当該業務に類似した業務の実績についてその企画内容や成果物が分かる資料を添付すること。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められるものに対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年5月22日(木)までに、下記(4)ウの宛先にFax若しくはメールにより、説明を求める書類を提出することができる。

(4) 仕様書に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和7年5月1日(木)から令和7年5月15日(木)(閉庁日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)により提出すること。
- ウ 宛先 岡山県農林水産部農産課 Fax 086-224-1278
Mail nosan@pref.okayama.lg.jp
- エ 回答 質問への回答は、岡山県農産課ホームページ上に記載する。
- オ その他 技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月22日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ

- (3) 提出書類 技術提案書 5部
見積書 1部（参考様式1）
- (4) 提出方法 持参、郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る）
- (5) 留意事項 技術提案の作成に当たっては、令和7年度未来をえがく農業経営者講座開催業務に係る技術提案書等作成要領（別添2）によること。

6 技術提案書の審査

(1) 審査方法

岡山県農林水産部農産課において、技術提案書等の内容を別に定める選考要領により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

7 その他

(1) 業務委託契約書の作成を要する。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条から第155条までの規定による。

(3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る契約書（様式第4号）を提出しなければならない。この契約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

(4) 業務の詳細は、別添の仕様書による。

(5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。